

中国5県休眠預金等活用事業における伴走支援業務(島根県)仕様書

1. 委託業務名

中国5県休眠預金等活用事業における伴走支援業務（島根県）

2. 業務目的

ふるさと島根定住財団（以下、財団）が中国5県休眠預金等活用コンソーシアムの構成団体として、休眠預金等活用法に基づき実施する中国5県休眠預金等活用事業について、島根県内の採択団体に対し、助成プログラムの企画立案、運営管理などを行う者（以下、「プログラムオフィサー」という。）によるプロジェクト管理や社会的インパクト評価等の伴走支援を実施することにより、民間公益活動の自立した担い手及び財団の支援力向上を目的とする。

3. 業務内容

本業務におけるプログラムオフィサーは、島根県内の採択団体に対し、財団とともに伴走支援業務を行うものとする。

- (1) プロジェクトの管理
 - ・採択団体への訪問
 - ・採択団体の経営支援
 - ・ヒト・モノ・カネ・情報を繋ぐ連携支援
 - ・採択団体での研修の実施
 - ・事業の進捗管理
 - ・進捗状況の評価・中間報告会開催等
 - ・事業の実施報告書等のやりとり
- (2) 社会的インパクト評価
 - ・事前評価・中間評価・事後評価
- (3) その他
 - ・財団が指定する会議や研修に出席
 - ・財団職員の支援力のための研修及び指導

4. 役割分担

大分類	中分類	小分類	財団 PO	外部 PO
1. 案件形成 業務	(1)地域・社会 問題や課題 の調査	① 文献調査	◎	×
		② 関係者等へのヒアリング	◎	×
		③ 現地・現場視察	◎	×
	(2)支援手段・ 業務の調査	① 研修等への参加	◎	×
2. 実行団体 支援業務	(1)事業管理	① 進捗管理	◎	○
		② 資金管理	◎	○
	(2)事業支援	① 計画策定支援	◎	○
		② 規定類整備支援	◎	○
		③ 組織診断	◎	○
		④ ミッション・ビジョン系支援	○	◎
		⑤ ガバナンス系支援	○	◎
		⑥ 財務・資金調達系支援	○	◎
⑦ 人材系支援	○	◎		

		⑧ 事業運営系支援	○	◎
		⑨ 連携・協働系支援	○	◎
		⑩ 評価・報告系支援	○	◎
		⑪ 広報・マーケティング系支援	○	◎
		⑫ その他実行団体のニーズに沿った支援	○	◎
3. 資金分配 団体業務	(1)事業管理	① 事業管理（自県）	◎	○
		② 事業報告（自県）	◎	○
		③ 事業評価（自県）	◎	○
	(2)各種会議	① JANPIA 定例 MTG 参加	◎	○
		② コンソ PO 定例 MTG 参加	◎	○
		③ コンソ評価 MTG 参加	◎	○
		④ 運営委員会運営・参加	◎	○

※PO：プログラムオフィサー ◎主担当 ○補助 ×業務なし

5. 計画の策定

(1) 全体計画策定	自団体の強みを最大限に活かせる全体計画の策定
(2) スケジュール	本業務に関する年間を通したスケジュールの作成
(3) 体制・メンバー	実施責任者を定め、本業務の遂行体制を明確にすること
(4) 財団職員の育成	財団職員の育成テーマや方法について

(1)～(4)について計画案を策定し、定住財団と協議の上業務を実施すること。

6. 伴走支援先

(1) 2019 年度通常枠 たすき株式会社（雲南市）

- ・事業期間：令和2年6月～令和5年3月／助成額：20,000千円
- ・事業概要：雲南市木次町三新塔エリアにて空き家を活用して「働く」と「滞在する」の2つの機能を持つ施設をつくる。【1】地域内に魅力的な働く場所が少ない（ワークスペースと雇用先）【2】チャレンジ支援の連携、より一層の強化によるコレクティブインパクトの必要性【3】空き家活用の問題の解決に向かって事業を行う。

(2) 2020 年度通常枠 NPO 法人石州きずなの里（浜田市）

- ・事業期間：令和3年5月～令和6年1月／助成額：17,850千円
- ・事業概要：生きづらさを抱える子ども・若者等が気楽に集い、語り合うことのできる居場所として、交流サロン“きずな”を開設し、自分自身と向き合い、自分を認識する事が出来るよう支援する。また、三隅町出身三浦義武氏の考案したヨシタケコーヒー、三隅町特産の石州和紙関連の教室を通し地域の特性を生かした活動を体験する機会を提供し、体験が生きがいや就労、自立に結びつくことを支援する。

(3) 2021 年度通常枠 ワークアット株式会社（松江市）

- ・事業期間：令和4年5月～令和7年2月／助成額：20,000千円（予定）
- ・事業概要：地域の人口減少や高齢化により、働き手（特に若者）の県外流出や地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。働き手を流出させないための人材育成や、関係人口等の外部人材活用による循環型ビジネスモデルを構築することを目的に、松江市内に新しくオープンするコワーキングスペースを拠点として、地域の学生や社会人、また県外からの旅行者やワーケーション参加者からコミュニティが生まれ、あらゆる世代や地域を越えた新たな出会い(つながる)により、“学びの場所”として更にコミュニティが広がり(ひろがる)、地域に関わる関係人口が融合し、“参加型地域課題解決プロジェクト”により新しいビジネスが生まれる(はじまる)地域づくりを目指します。

7. 留意事項

- (1) 個人情報の保護について
個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに係る特記事項」に基づき、適切に管理する。
- (2) プログラムオフィサーに求められる役割について
 - ①事業開始に向けた必要なスキル・知識
 - ・事前評価・契約, 精算・規定類の整備・組織診断力
 - ②中間段階で必要なスキル・知識
 - ・中間評価・組織基盤強化の力・進捗管理・コーチングやファシリテーションの力
 - ③事業終了時に向けた必要なスキル・知識
 - ・事後評価・監査の力

8. 報告書の提出

本業務を完了した時は、令和5年3月31日までに次の通り実績報告書を提出すること。

- (1) 事業報告書
 - ・月毎の支援内容等が分かるもの
 - (2) 作成した資料や業務に用いた情報等一式
- ※上記(1)～(2)を電子データにて納品する

9. 納入場所

(公財) ふるさと島根定住財団 松江事務局

10. その他

本仕様書に定めのない事項については、財団と協議の上決定する。

個人情報の取り扱いに係る特記事項

※甲＝公益財団法人ふるさと島根定住財団

乙＝受託者

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする、ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。